

広島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和七年二月六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

令和三年広島県選挙管理委員会告示第百十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和三年一月二十一日提出の「自由民主党広島県支部連合会」の令和二年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
自由民主党広島 県支部連合会	<p>3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付 金に係る収入 25,880,500 自由民主党本部 23,836,300 その他の収入 50,324 一件十万円未満のもの 50,324</p>	<p>3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付 金に係る収入 25,863,000 自由民主党本部 23,818,800 その他の収入 67,824 一件十万円未満のもの 67,824</p>	令和七年 一月二八日